

合志市教育大綱の策定について

1. 大綱の位置づけ

平成27年4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、大綱については以下のように定義されている。本市では、平成28年8月に現在の「合志市教育大綱（平成28～平成35年度）」策定。今年度は、現在の教育大綱を改訂し、令和6年度からの8年間を対象とする次期教育大綱を策定する。

◆根拠法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

◆策定主体 地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議

◆策定方法 国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定

※第1期計画（平成20年7月1日閣議決定）平成20～平成24年度

※第2期計画（平成25年6月14日閣議決定）平成25～平成29年度

※第3期計画（平成30年6月15日閣議決定）平成30～平成34年度

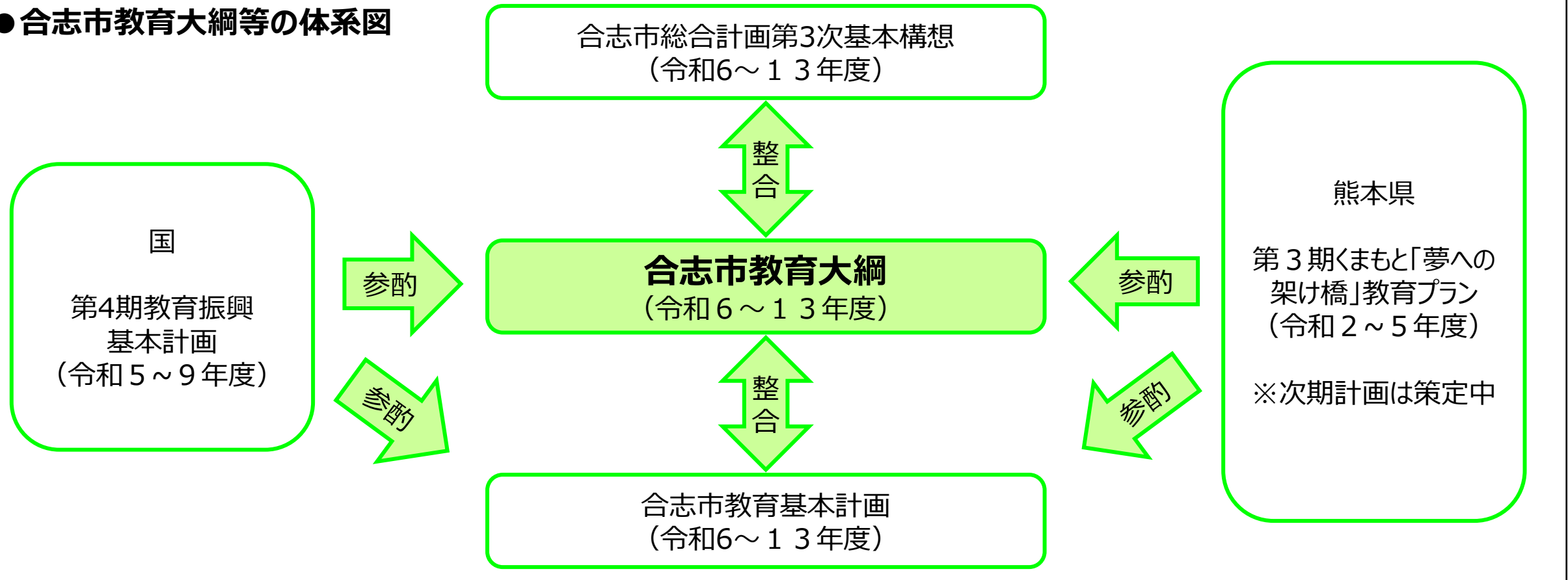
※第4期計画（令和5年6月16日閣議決定）令和5～9年度

◆範囲等 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

2.合志市教育大綱とその他計画との関係

合志市教育大綱は、本市の教育目標や施策の根本となる方針を定めるものです。現在策定中の合志市総合計画第3次基本構想※及び合志市教育基本計画※と整合性を図りながら、総合的な施策の大綱を策定するものとなっています。※今年度策定

●合志市教育大綱等の体系図



【合志市教育大綱】 策定年月：平成28年8月
計画期間：平成28～35年度

【合志市教育基本計画】 策定年月：平成28年4月
計画期間：平成28～35年度

※平成28年8月に開催した総合教育会議での協議を経て策定

3.スケジュール

⇒ 総合計画

⇒ 教育大綱

⇒ 教育基本計画

資料1

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁議	総合計画 パブコメ ⇒					教育大綱・ 教育基本計画 報告 ⇒	総合計画公表 ⇒ 公表 ⇒
市議会			総合計画上程 ⇒	承認議決 ⇒			教育大綱・ 教育基本計画 報告 ⇒
総合教育 会議		素案協議・ 教育大綱決定 ⇒					教育基本計画 報告 ⇒
教育委員 会議			策定・審議 ⇒			決定	

○教育基本計画は、教育大綱を基に教育委員会において策定・決定

○教育大綱は、12月議会で総合計画第3次基本構想の承認議決を経て、3月に公表予定